

第3章 青森県GAP規範について

青森県GAP規範の項目は、農林水産省が作成した「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に準拠して作成しており、農業生産活動に潜むリスクを回避するため、「食品安全」、「環境保全」、「労働安全」、「管理全般」の視点で52の規範項目を定めています。

この規範項目は、農業生産活動におけるリスクを踏まえてGAPに取り組む上で、全ての生産者や産地等に共通するポイントを示したもので、全ての基本項目を検討する必要があります。

【重要度の意味】

原則、全ての規範項目に取り組む必要があります。重要度は自らの経営面などを考慮し、優先的に取り組むべき項目を順序立てたものです。

必須	法令遵守などの面から最も重要で、農産物の安全などに欠かすことのできない工程管理
重要	食品安全・環境保全・労働安全などに密接に関係し、取組が強く求められる工程管理
推奨	積極的に取り組むことが望まれる工程管理

1 GAP規範項目

規範No	項目	関係作物	重要度	ページ
(1) 食品安全				
1	・ほ場やその周辺環境（土壌や汚水等）、廃棄物及び資材等からの汚染防止（この取組事項には病原微生物対策が含まれる）	稲・野菜 麦・果樹	重要	13
2	・無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止 (法令上の義務)	稲・野菜 麦・果樹	必須	13
3	・農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄	稲・野菜 麦・果樹	必須	14
4	・農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って、農薬を使用 (法令上の義務)	稲・野菜 麦・果樹	必須	14
5	・農薬散布時における周辺作物への影響の回避 (法令上の義務)	稲・野菜 麦・果樹	必須	15
6	・過去の米穀や生産環境におけるカドミウムの情報を踏まえ、必要に応じて、たん水管理等の低減対策の実施	稲	必須	15
7	・麦類の「かび毒」DON・NIV汚染低減対策の実施	麦	重要	16
8	・使用する水の水源（水道、井戸水、開放水路及びため池等）の確認と水源の汚染が分かった場合には用途に見合った改善策の実施	野菜 果樹	重要	16
9	・堆肥を施用する場合には、病原性微生物による汚染の防止や外来雑草種子の殺滅のため、数日間、高温で発酵したものを施用	稲・野菜 麦・果樹	重要	17
10	・養液栽培の場合は、培養液の汚染の防止に必要な対策の実施	野菜 果樹	重要	17
11	・作業者の衛生管理の実施	野菜 果樹	重要	18

1 2	・ほ場や施設から通える場所での手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理の実施	野菜 果樹	推奨	1 9
1 3	・トラクター等の農機具や収穫・調製・運搬に使用する器具等の衛生的な保管、取扱い及び洗浄	野菜 果樹	重要	1 9
1 4	・施設栽培や調製・出荷施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施	野菜 果樹	重要	2 0
1 5	・安全で清潔な包装容器の使用	野菜 果樹	重要	2 0
1 6	・りんごにおけるかび毒（パツリン）汚染の低減対策の実施	果樹	推奨	2 1
1 7	・米穀・麦の清潔で衛生的な取扱い (法令上の義務)	稲・麦	必須	2 1
1 8	・収穫・乾燥調製時の異種穀粒・異物混入を防止する対策の実施	稲・麦	重要	2 2
1 9	・貯蔵・輸送時の適切な温度管理の実施	野菜 果樹	重要	2 2
2 0	・収穫・調製・選別時の汚染や異物混入を防止する対策の実施	野菜 果樹	重要	2 3
(2) 環境保全				
2 1	・農薬の使用残が発生しないように必要な量だけをひょう量して散布液を調製	稲・野菜 麦・果樹	重要	2 4
2 2	・水田代かき後の濁水や農薬流出を防止する対策の実施	稲	必須	2 4
2 3	・病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくり	稲・野菜 麦・果樹	推奨	2 5
2 4	・発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施や農薬と他の防除手段を組み合わせた防除の実施	稲・野菜 麦・果樹	推奨	2 5
2 5	・農薬散布時における周辺住民等への影響の回避	稲・野菜 麦・果樹	重要	2 6
2 6	・土壌くん蒸剤等被覆を要する農薬の揮散防止対策	野菜 果樹	重要	2 7
2 7	・土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、県の施肥基準やJ Aの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に即した施肥の実施	稲・野菜 麦・果樹	重要	2 8
2 8	・堆肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理の実施	稲・野菜 麦・果樹	重要	2 9
2 9	・土壌の浸食（流出）を軽減する対策の実施	稲・野菜 麦・果樹	推奨	3 0
3 0	・農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施 (法令上の義務)	稲・野菜 麦・果樹	必須	3 1
3 1	・農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避 (法令上の義務)	稲・野菜 麦・果樹	必須	3 2
3 2	・農作物残さ等の有機物のリサイクルの実施	稲・野菜 麦・果樹	重要	3 3
3 3	・施設・機械等の使用における不必要・非効率的なエネルギー消費の節減	稲・野菜 麦・果樹	推奨	3 4

34	・セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼養の実施 (法令上の義務)	野菜 果樹	必須	34
35	・鳥獣を引き寄せない取組等、鳥獣による農業被害防止対策の実施	稲・野菜 麦・果樹	推奨	35
(3) 労働安全				
36	・農業生産活動における危険な作業等の把握	稲・野菜 麦・果樹	重要	36
37	・機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限	稲・野菜 麦・果樹	重要	37
38	・安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管	稲・野菜 麦・果樹	重要	38
39	・農作業事故につながるおそれのある作業環境の改善等による対応の実施	稲・野菜 麦・果樹	重要	39
40	・機械・装置・器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理	稲・野菜 麦・果樹	重要	40
41	・機械・装置・器具等の適正な使用	稲・野菜 麦・果樹	重要	41
42	・農薬（作物に使用する農薬と作物以外に使用する農薬）、燃料等の適切な管理（毒物及び劇物取締法に基づき毒劇物に指定されている農薬の飛散・漏出防止、容器・貯蔵場所への表示は 法令上の義務 ）	稲・野菜 麦・果樹	必須	42
43	・大規模乾燥調製施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレーターとの責任分担の明確化	稲・麦	重要	43
44	・事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険の加入（労働者災害補償保険法に定める労災保険加入手続きは 法令上の義務 ）	稲・野菜 麦・果樹	必須	44
(4) 管理全般				
45	・農業者自らが開発した技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用	稲・野菜 麦・果樹	重要	45
46	・登録品種の種苗の適切な使用 (法令上の義務)	稲・野菜 麦・果樹	必須	46
47	・ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存	稲・野菜 麦・果樹	重要	47
48	・農薬及び肥料の使用に関する内容を記録し、保存	稲・野菜 麦・果樹	必須	48
49	・種子（野菜・米のみ）・苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票等の保存、資材の殺菌消毒、保守管理の記録の保存	稲・野菜 麦・果樹	重要	49
50	・野菜・果実・麦等の農産物の出荷に関する記録の保存（農協等への販売の委託を行う場合、記録の作成・保存を依頼等してよい）	稲・野菜 麦・果樹	重要	50
51	・米穀等の取引等に関する内容の記録の作成・保持 (法令上の義務を含む)	稲	必須	51
52	・用途限定米穀、食用不適米穀の適切な保管 (法令上の義務) ・用途限定米穀、食用不適米穀の適切な販売・処分 (法令上の義務)	稲	必須	52